

国際的学術交流と人材の育成

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 三上 威彦

慶應義塾大学は、世界各国の大学と学術交流協定を結んでいるが、その一環として慶應義塾大学法学部とドイツのザールラント大学法経学部（来年度から法学部に改組）は長年にわたって学術交流を行っており、2年に1度、ドイツ（ザールブリュッケン）と日本（東京）で交互に学術シンポジウムを開催している。今年は、日本側の番で、10月初旬、ほぼ1週間にわたり「慶應におけるザール・デー（Saar-Tage 2016 an der Keio University, Tokyo）」が開催された。今回のテーマは、「情報化社会における法的諸問題（Rechtsprobleme der Informationsgesellschaft）」であったが、この共通テーマのもと、ドイツ側から7名、日本側から7名がそれぞれの研究分野につき報告をし、それらをめぐって活発な議論がなされ、非常に有意義なシンポジウムであった。その後、エクスカースョンや最高裁判所見学などの企画もあり、ドイツ側参加者は、それぞれ良い思い出を持って帰国された。

いうまでのなく、このような事業は人がやるものである。どこの大学でもそうであろうが（大学によっては、国際交流担当の事務方が手伝ってくれる場合はあるかも知れないが）、このような学術交流は、計画からその実施まで、そのほとんどの部分を、教員が貴重な研究・教育の時間を割いて行わざるを得ない。今回のシンポジウムも、とくに、中堅・若手の教員を中心にして、テーマ設定から報告者の選定、シンポジウムの会場確保、宿泊所の手配、送り迎えの人員配置等、気の遠くなるような事務処理を経て実現されたものである。また、それだけでなく、具体的な実施にあたっては、多くの博士課程や修士課程の大学院生、ゼミの学部学生が献身的に働いてくれた。私は、この事業に30年以上携わっているが、このような事業は、それに関係する人々の献身的な奉仕の精神がなければ決して成功しないということを、毎回肌身にしみて感じている。

現在のような学術交流は1970年代半ばに始まったが、その基礎を築かれたのは、ドイツ側が故ゲルハルト・リュケ教授、日本側が故宮澤浩一教授（刑事法）と故石川明教授（民事手続法）であった。その後、ドイツ側はヘルムート・リュスマン教授がその任を引き継がれ、現在では、アンネマリー・マトゥーシェ＝ベックマン教授がその中心となって活躍されている。そして日本側は、その後を井田良教授と私が引き継ぎ、井田教授が転出されてからは私が責任者ということになっている。さらに、私の後を託すことができる教員も既に見つかっており、今後ともこの催しは、益々発展していくものと思われる。

このように、国際的学術交流には、事業責任者の絶えることのない継続が必要であることはもちろんであるが、それと共に、このような事業の意味を理解し、それを献身的に手伝い推進してくれる人々の存在が不可欠であり、こういった人々の育成が重要だと思われる。そのために、シンポジウムがドイツで開かれるときには、できるだけ若手教員に報告してもらい、かつ、シンポジウムの運営をつぶさに見てもらうようにした。それによって、若手教員に国際的な場で報告するという経験を積んでもらうとともに、次回、自分たちが日本で何をしなければならないかということを実感してもらうことができた。その成果が、今回のシンポジウムでも随所に現れたと思っている。また、シンポジウムが日本で開かれるときには、将来研究者を目指す大学院生をできるだけ動員して会を手伝ってもらうほか、シンポジウムや懇親会にも出席してもらい、ドイツ側のゲストと話す機会を確保し、国際感覚を身につけてもらうよう心がけてきた。このように、国際的学術交流は大変ではあるが、国際感覚を身につける人材育成の場にもなっているのである。